

ご自宅の漏水により水道が使用できない方へ

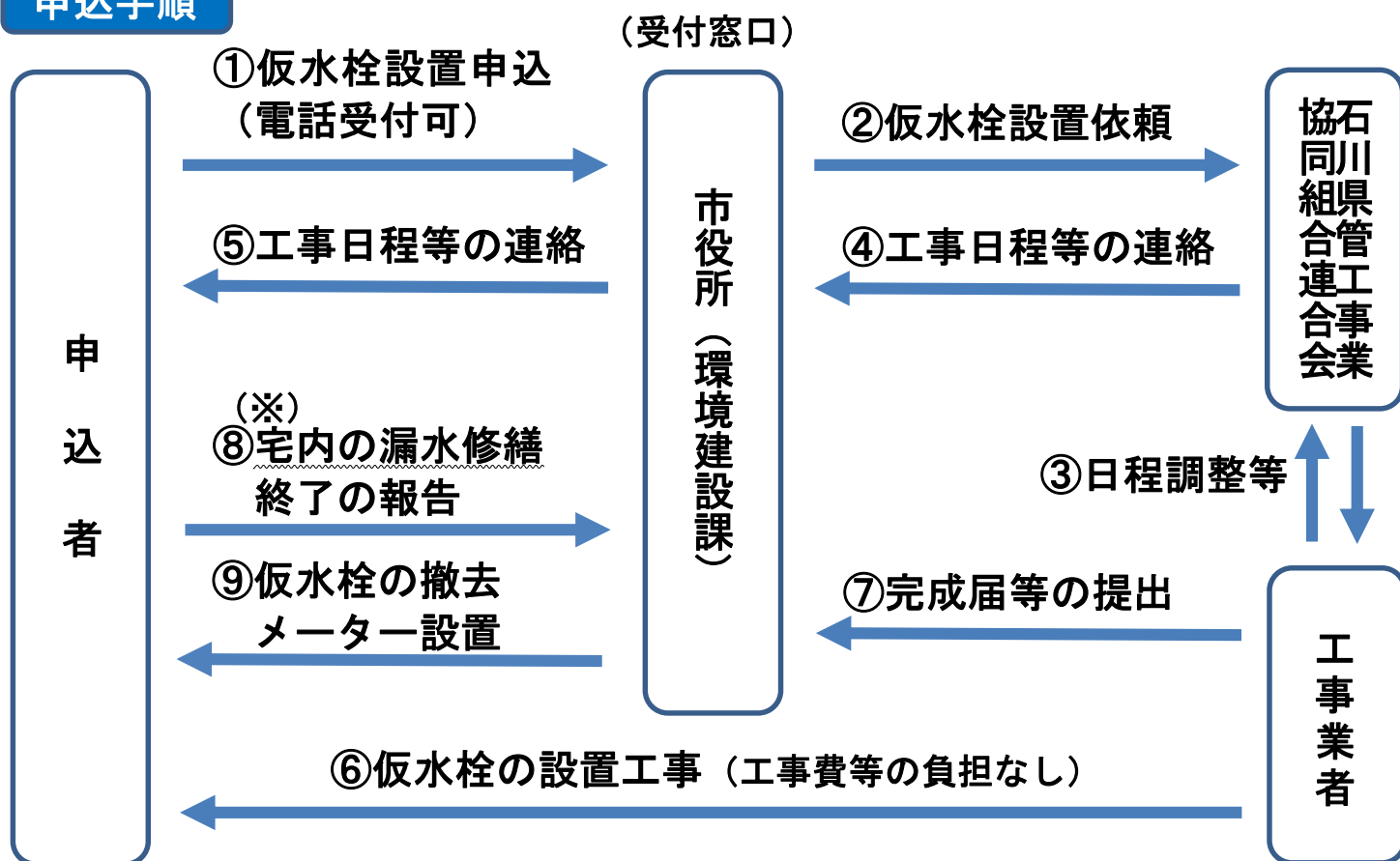
水道が復旧した後でも宅内で漏水していて、工業者に修理を依頼しても順番待ちで水道が使えない。そのような場合は、修理が終わるまで珠洲市が自宅の敷地内に仮水栓を設置し、水道が使えず困っている方の給水支援を行います。

【対象世帯】（①②のいずれにも該当する世帯）

- ① 開栓届の提出があった世帯
- ② 罹災証明が大規模半壊以下で応急仮設住宅への入居や公費解体の申請を行わず自宅に住んでいる世帯

※申し込みが多い場合は、世帯員全員が65歳以上の世帯や障がいのある方など特別な事情がある世帯、また子育て世帯（18歳以下の方がいる世帯）を優先します。

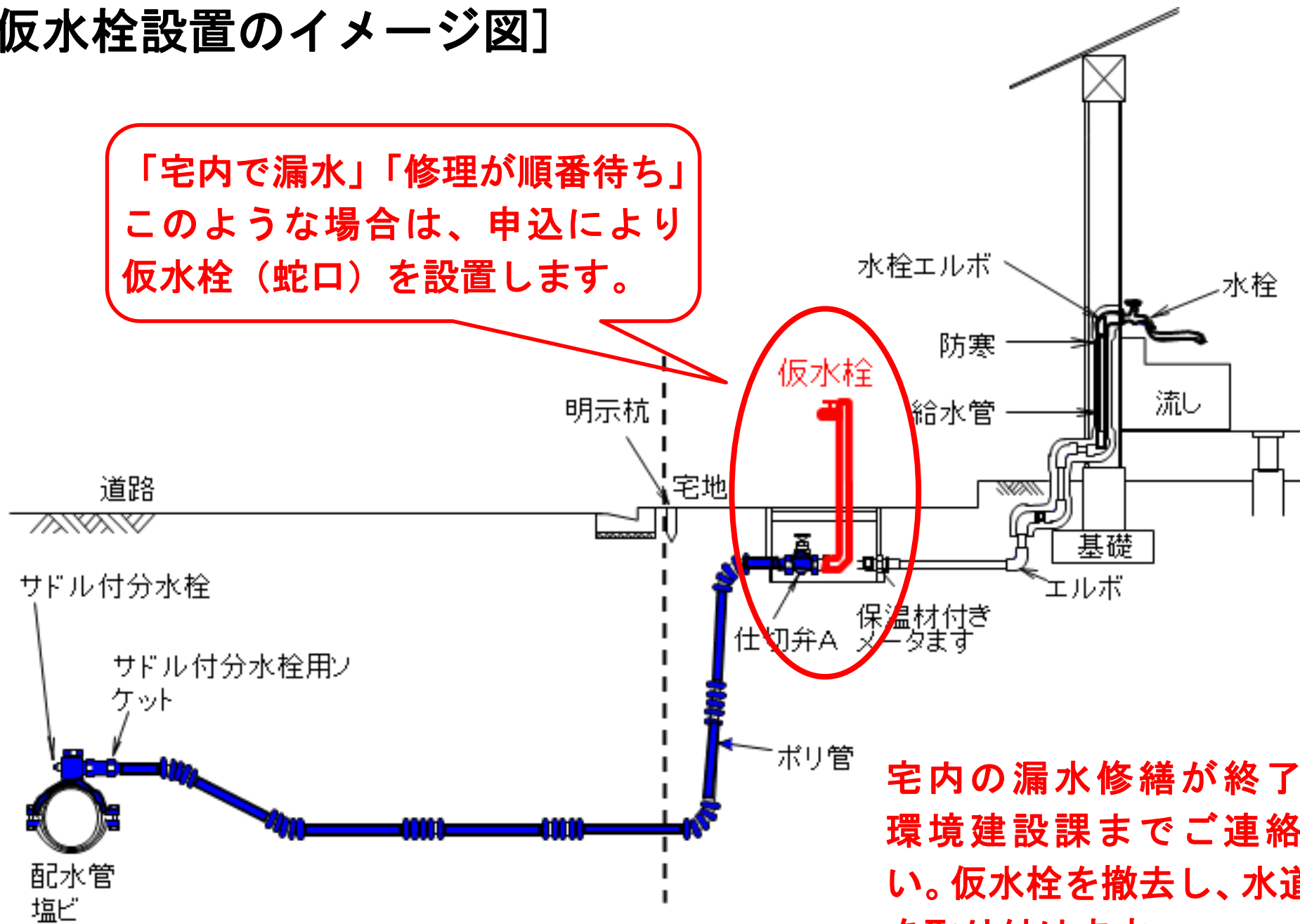
申込手順



(※) 宅内の漏水修繕は石川県が実施する掛かり増し経費補助制度等をご利用するなど、申込者ご自身で修繕依頼をお願いします。

[仮水栓設置のイメージ図]

「宅内で漏水」「修理が順番待ち」
このような場合は、申込により
仮水栓（蛇口）を設置します。



宅内の漏水修繕が終了したら
環境建設課までご連絡ください。
仮水栓を撤去し、水道メータ
を取り付けます。